

## 資料

台湾における視覚障害児の巡回指導制度に対する  
教員養成センターの役割について

賀 夏 梅\*・鳥 山 由 子\*\*

本研究では、1960年代にアメリカから台湾に導入された視覚障害児巡回指導制度の成立とその発展において、「視覚障害児統合教育プログラム教員養成センター」(以下、センター)が、いかなる位置付けのもとに、どのような役割を果たしてきたかについて検討した。本制度の導入段階において、巡回指導教員養成機関としてセンターが設立され、制度発足に重要な役割を果たした。さらに制度開始後においても、政府が制度運営の執行組織を設置せずセンターに任せるとの方針をとったため、センターは本来の教員養成業務の他に、巡回指導の全国的な統括・指導の役割を実質的に担った。しかし、このように本来の業務ではない巡回指導の推進を教員養成センターが担い続けたこと、また、センターの事業は政府の各年度の委託事業であり、敷地、組織・人事、予算等に長期的な見通しが無い状態が続いたことなどの問題があった。その後、1994年の「教員養成法」の制定に伴い、他の教員養成大学においても巡回指導教員の養成が可能になった。また、その翌年(1995年)には、センターは元設置校である台南師範学院の一組織となり、約30年間にわたって続いた唯一の教員養成機関としての役割は終了した。

キーワード：台湾 視覚障害児 統合教育 巡回指導 教員養成機関

## I. 課題の設定と方法

## 1. 問題の所在と研究の目的

台湾の視覚障害児<sup>1)</sup>を教育する機関は1905年以来盲・聾学校(dual school)が中心であった。その後、1967年に視覚障害児巡回指導制度<sup>2)</sup>(以下、巡回指導)が導入され、その直後の1968年から1975年にかけて、国立および市立の盲・聾学校3校が順次、盲学校と聾学校にそれぞれ分離・独立した。現在までの約30年間、巡回指導は盲学校と並立する形で、視覚障害児の教育の中心となってきた<sup>3)</sup>。

巡回指導の実施成果に関して、1984年、1994

年、2000年の3回にわたり、政府は各縣市での実施について調査した。その中で指摘された問題点は、巡回指導教員に課せられた多忙な行政業務、巡回指導教員の不足と専門性の欠如、教材教具の不足、指導時間と回数不足、実施に関する監督の欠如、養成機関の不足など多岐にわたる。その中で、教員養成の問題の他、巡回指導の運営面の改善についても、センターの執行面における責任が問われている。このことから、台湾においては関係者を含めて、センターを巡回指導制度運営の執行組織と認識しているものと思われる。しかし、本来、教員養成機関であるはずのセンターがなぜ、運営上の執行機関として位置付けられているのかについては、疑問が残るところである。このような疑問を解

\*筑波大学心身障害学研究所

\*\*筑波大学心身障害学系

明するためには、巡回指導の成立と発展においてセンターがどのように位置付けられたか、また、どのような役割を果たしたのか、歴史的な背景と関連付けて究明することが必要であるが、これまでこのことは解明されてこなかった。

そこで、本研究ではセンターの創設について検討し、巡回指導の成立と発展におけるセンターの果たした役割を明らかにすることを目的とする。

## 2. 方法

本研究における文献資料は、センターの毎年の事業実施記録、政府による調査報告書、法令・規定等である。また、筆者による2回の現地訪問により、創立時からのセンター関係者数名に対して聞き取り調査を行った。

分析視点としては、津曲が提起した知能障害児学校成立に関する分析視点(津曲, 11-13)を参考に、センターの性格を考慮し、以下のよう「運営・組織」、「事業内容」、「従事者」の3つの分析視点について検討をする。

- 1) 運営・組織：運営の趣旨、組織、敷地、財政、センターの規模等、運営の枠組みを検討する。
- 2) 事業内容：センターにおける教員養成事業の内容および他の事業内容について検討する。
- 3) 従事者：センターの責任者やスタッフの採用、職種、権限・責務等について検討する。

対象とする時期は、センター設立の動きが始まった1960年代初頭からセンター改組<sup>4)</sup>直前の1994年までとする。

## II. 巡回指導の成立に伴うセンター事業の開始

### 1. 巡回指導の導入とセンター設立の構想

巡回指導導入のきっかけは、1960年代初頭のアメリカ海外盲人援助協会(American Foundation for Overseas Blind: AFOB)によるアジア諸国に対する働きかけであった(賀・鳥山, 474)。AFOBは台湾に巡回指導を導入するにあたって、視覚障害児の発見のほかに、巡回指導

教員の養成の重要性を強調した(Bourgeault, 11-19)。制度導入の準備段階として、1965年末には、選抜された張訓誥1名をAFOBの協力により、フィリピン師範大学へ訓練のために派遣した。同時に、教員養成機関としてセンターの設立も決まった。その開設準備はAFOBから派遣された東南アジア推進拠点の主任M.R.ブリッジス(Bridges, M.R.)<sup>5)</sup>の指導の下で始まった。

まず、センターの拠点となる養成課程の校舎設置場所については、台南師範学院<sup>6)</sup>校長であった羅人杰の全面的な協力によって、同学校内に設置することが決まった(王[1995] 520)。また、養成事業にかかわる人員として、海外派遣で訓練中の張訓誥のほか、AFOBの台湾での指導顧問であるS.E.ボーグールト(Bourgeault, S.E.)と、台南師範学院校長の推薦で協力者として加わった毛連温の3人が決定された。

### 2. センターの発足と「実施要項」の制定

1966年7月、台南師範学院にセンターが発足した(陳, 4)。センター発足時には、巡回指導に関する実施方針や規定の策定はなされていなかったが、センター発足後約1年を経た1967年の5月に、ようやく「盲児の国民学校への就学実施要項」(以下、実施要項)が制定された。要項には、制度実施に関する運営の基本方針が定められている。すなわち、各県市教育当局が各自の財政予算で巡回指導を実施し、管轄機関である教育庁<sup>7)</sup>が教員養成および教材・教具を提供すること、巡回指導の管轄機関として各県市に対して統括・指導、の責務を持つことなどである(張, 23-24)。教育庁の責務のうち、教員養成及び教材・教具の提供については、センターに担わせることとなっている。

このように、要項には、発足したセンターを台南師範学校の中に設置し、巡回指導教員の養成、および教育方法の開発、教材・教具の作成等の役割を果たす唯一の機関とすること等の運営方針が明記されている。しかし、予算額および実施方法の詳細については示されていなかった。

### III. センター事業の実態

#### 1. 巡回指導教員養成課程の開設

センター設立と同時に、第1期巡回指導教員養成課程が開設された。センターにおける養成課程は、設立時の1966年から1994年の「教員養成法」の制定まで、全国唯一の巡回指導教員養成機関として役割を果たし続けた。その間、26期開講され、合計339人の巡回指導教員を全国の各県市に送り出した（国立台南 [2001] 17-48）。

#### 2. 巡回指導開始初期における推進活動

センター開設当初、S.E. ポーギールトラ3人の活動は、養成事業への取り組みだけにとどまらず、盲学校の説得や、巡回指導の対象となる小学校段階の視覚障害児の人口調査にまで及んでいる。

1) 盲学校に対する説得活動 巡回指導の導入時、全国の盲教育機関（以下、盲学校）は、公立盲・聾学校の3校と私立盲学校の1校があった（王 [1995] 507-509；張 9-14）。AFOBのM.R.ブリッジスら、センタースタッフは、巡回指導を導入するに当たって、盲学校側の理解と協力が必要と考え、盲学校を訪問し、学校の参観を兼ねて、制度の促進への説明を行った（陳, 2-3）。これに対して、盲学校側は巡回指導教員による統合教育方式に関して、通学の不便、暗眼児との共学によるコンプレックスの懸念、生徒減少が及ぼす盲学校経営への影響等を理由に強い反対の態度を示した。そこで、M.R.ブリッジスは、他国での実施実績、これまで手がつけられていない弱視児の教育措置の必要性、統合教育推進による視覚障害児の社会参加の意義等の利点をあげて、説得した（王 [1995] 521）。結果として、盲学校側からの了解が得られ、センターが開設する第1期巡回指導教員養成課程へ盲学校の現職教員を送り出すことの同意も得た。その結果、盲学校教員は第1期研修生14人のうちの4人（35%）を占めていた（毛 [1981] 11-12）。

#### 2) 視覚障害児人口調査 巡回指導の導入

時には、台湾において、就学齢児の人口統計調査は行われておらず、全国の視覚障害児数は不明であった。こうした状況のなか、養成された巡回指導教員が各県市で巡回指導を実施するに当たって、対象児の発掘から始めなければならなかった。そのため、AFOBによって推進された趣旨でもあるが、養成講座においても視覚障害児発見のための調査研究の方法が重視された（張, 82-85）。

例えば、第1期養成課程のカリキュラムには、視覚障害児発見調査に使われる「調査研究法」の科目履修が課せられていた。そのほかに、これまで視覚障害児の人口調査に関して、依拠する調査モデルが存在しなかったため、センタースタッフと第1期養成課程の研修生14人は台南市・県で実験的に小学校、警察署、市役所の3方面へ調査を行った。その結果、小学校を対象にした実地調査方式が効果的であることがわかり、各県市での調査対象を小学校に絞ることとなった（毛 [1981] 25-33）。

こうして、センターによって構築された全国視覚障害児発見調査方式を用いて、第1期修了生は、8県市で調査をし、その結果、3歳から18歳までの視覚障害児約250人が発見された（毛 [1967] 2-3）。当時、全国の盲学校に在籍している児童、350人の7割にあたる視覚障害児が、1年間のうちに発見されたのである。さらに、翌年の1968年には481人の視覚障害児が発見された。Table 1は2年間の視覚障害児に関する調査結果を示す。この調査では、2年間に、全国18県市において、1,406校の小学校を調査対象とし、32,610学級の総数397,646人の生徒に対して訪問調査を行った。また、小学校の在籍児童に対して、近隣に学校に行っていない視覚障害児がいるかどうかについて聞き取り調査が行われた。

このようにして、小学校での実地調査の結果、0歳から18歳までの年齢群に1,436人の視覚障害幼・児童が存在するとの情報が得られ、そのうちの713人に対して家庭訪問が行われた。その結果、481人の児童が盲もしくは弱視であ

Table 1 視覚障害児発見調査結果 (1967～1968年)

訪問した 小学校数	訪問した 学級数	訪問した 生徒数	家庭訪問を受 けた児童数	発見された 盲・弱視児童	巡回指導に措置 された人数
1,406 (校)	32,610 (学級)	397,646 (人)	713(人)	481(人) (盲児 255人・ 弱視児 226人)	175(人)

毛[1981]80より再構成

Table 2 巡回指導推進事業に対するセンターの関与状況

実施年	諸活動の事業項目	センターの関与
1967年から(常時)	各県市に対する実施の指導	実施上の指導・協力
1967年から(不定期)	視覚障害教育関連書物の出版	編集・出版
1968年から(不定期)	「盲人点字研究グループ」の集結・ 研究の実践	統括・グループの 集結
1971年から(毎年)	視覚障害教育教學参観会・夏キャンプの 開催	開催への指導・協力
1971年から (2年1回)	視覚障害教育行政研修会の開催	開催への指導・協力
1973年から(不定期)	視覚障害教育関連の各種研修講義の開催	統括・実施
1973年から	「点字教材製作センター」の併設	運営
1970年から(不定期)	コンテスト開催(教材・教具作成コンテ スト、画像による実施成果公開のコンテ スト)	統括・実施
1994年, 2000年	各県市での実施状況に関する実態調査	統括・実施

ると診断され、そのうちの175人が当時の巡回指導の対象(7-12歳)となる小学校段階児童であったので、巡回指導の実施校に入学するよう指導された。なお、その他の児童は対象年齢に達していないか、超過しているか、あるいは重複障害を有する児童であるため、当時の就学指導の対象とはならなかった。

2. 他の視覚障害教育関連事業の運営と関与  
センターは以上に述べた初期の活動のほか、巡回指導推進に関する事業の多くに関与している。これに関わる事業内容およびその事業に対するセンターの関与について、Table 2にまとめた。全国的な事業に対して、センターの関わり方は次の3つに大別することができよう。

- 1) 各県市に対する指導・協力
  - 2) 政府による委託事業
  - 3) センターが自主的に行う事業
- 次にそれぞれを詳述する。

- 1) 各県市に対する指導・協力

①各県市における巡回指導の実施に対して、教育庁が管轄・統括または指導としての責務が義務付けられている。しかしながら、実際、このような役割はセンターが果たしている。センターは本制度の管轄機関である教育庁の指示を受け、各県市教育当局に対し、その実施上の指導を行っている。指導の内容としては、施策上の指導、および県市管轄内の巡回指導教員に対する指導と支援、さらに関連機関と連携し生徒

に対するアセスメントの実施に関する支援などがある(台湾省 [1982 a] 14 ; [1983 a] 28)。

②視覚障害教育に関わる研修会等への指導・協力 教育庁の指示による全国的な行事として、1971年から毎年、「巡回指導に関する教学見学大会」、そして2年に1回の「視覚障害教育行政研修会」、および年1回の「視覚障害生徒のための夏キャンプ」が開催された(台湾省 [1986 a] 2)。それぞれの主催者は全国にある各県市教育当局のうちから1箇所が教育庁により選定された。「巡回指導に関する教学見学大会」の開催目的は、巡回指導における教授法・教材の改善である(台湾省 [1984 b] 27)。「視覚障害教育行政研修会」のねらいは本制度の実施に関する政策および指導方法の改善である。また、「夏キャンプ」は、全国の小中学校段階の視覚障害生徒を対象とし、生徒は巡回指導教員の引率で参加する(柏, 25-27 ; 鄭, 13-18)。これらのいずれの行事も、センターの指導と技術協力のもとで行われた。

## 2) 政府による委託事業

①「盲人点字研究グループ」 センター設立の2年後の1968年3月に、教育庁の委託により、「盲人点字研究グループ」が結成された。本研究グループの目的は、i) 各教科の点字記号および規則に関する研究、ii) 点字記号の改善、iii) 点字教材および指導法の研究、iv) 国内・外の点字資料の収集、の4点であった。これらの目的を遂行するためにセンターは必要に応じて、不定期に専門関係者を集め、研究会議を行った(台湾省 [1991] 40-51)。しかしながら、1972年から1981年8月までは教育庁からの経費不足を理由に、本研究グループの活動が中断されていた。再開2年後の1983年からは、同様な財政的な理由で、1990年まで中断された。

しかし、それにもかかわらず、「盲人点字研究グループ」は多くの研究成果を上げた。すなわち、台湾における小学校段階の国語、音楽、数学、英語等の点字教科書を標準化し、教科書および指導要領を作成し、12冊の点字教育関連の書物を発行したのである。さらに、盲人用点字

パソコンの「中文ソフト」を開発し、点字講習会をも開催した(台湾省 [1992] 13-14 ; [1997 b] 16)。なお、本研究グループによって実施された事業は、いずれもセンターの責任と関与のもとで行われた。

②視覚障害教育関連研修講座の開催 教育庁の委託により1971年から、センターでは国内・外の専門家を講師として招聘し、視覚障害教育に関連する各種の短期研修講座を開設した。内容としては、歩行訓練士の養成、一般小学校の担任教師と行政者に対する研修、および一般学校における視覚障害生徒向けの理科教授法、点字タイプライターの点検、視覚障害生徒向けの日常生活訓練、眼科学等、視覚障害教育に関連する研修講座等である(台湾省 [1986 b] 16 ; [1997 b] 9-10)。

③「点字教材製作センター」の併設 センターは創設時から、教育庁から点字教材作成が委託され、巡回指導を受けている全国の視覚障害児に対する点字・拡大教科書の作成、印刷業者の選定、必要部数の調査、さらに視覚障害児への教科書の送付までの一貫した業務が行われていた。そして、1973年には、「点字教材製作センター」がセンターに併設された。

センターでは点字教科書の製版・印刷、拡大教科書・教材の作成といった業務のほか、点字図書、全国地図・歴史地図および各種の生活訓練と感覚訓練に使われる教材・教具の作成などが行われた。巡回指導の実施当初には、センターが行う点字教材作成業務は、一般小学校に在籍する視覚障害児童のみを対象としていたが、今日では高校段階の普通課程もしくは職業課程の教材までを対象とするように業務が拡大されている(国立台南 [2000 a] 30)。

④コンテストの開催 巡回指導の促進にあたって、教材・教具作成、画像による実施成果公開のコンテストが行われた。教材・教具作成コンテストは巡回指導教員を対象に不定期に開催された。また、画像による実施成果公開のコンテストは、巡回指導実施の促進を図る意図で各県市教育当局を対象とし、すべての県市の教

育行政当局に作品の提出が義務付けられた。なお、センターはコンテストの主催機関として、その運営・統括業務、開催地の提供等の責務を担った(台湾省 [1982 a] 14 ; [1983 a] 28 ; [1983 b] 27 ; [1984 a] 32)。

⑤各県市における巡回指導の実施状況に関する調査 各県市の巡回指導実施状況に関して、教育部は1984年、1994年、2000年の3回にわたって調査を行っているが、そのうちの1984年と2000年の2回の調査は、センターに委託して行われたものである。調査に当たって、調査団が結成され、各県市での実施状況・予算分配の状況、視覚障害生徒の在籍数・巡回指導教員数などに関する調査が行われた。さらに、実施に関する問題点の指摘および改善の提言を政府側に提出することも委託内容に含まれていた(台湾省 [1984 c] ; 国立台南 [2000 b] ; 劉 ; 林)。

### 3) センターが自主的に行う事業

図書出版 センターでは創設時から、多数の視覚障害教育関連書籍が出版されている。2000年の時点では、「盲人点字研究グループ」の経費より発行される書物を除き、58冊の書籍が発行されている(台湾省 [1997] 11-16 ; [1982 b] 15)。書籍のほかに、センター誌として「啓明苑通訊」が第1期から今日まで、継続的に出版されている(国立台南 [2000 a])。本誌には巡回指導および教員養成課程に関わる情報、養成課程の実施状況等が掲載されており、巡回指導に関する全国唯一の情報誌である。

以上のように、センターでは巡回指導の推進に関する活動のみならず、視覚障害教育に関連する多様な活動が行われた。しかし、問題点として、これらの事業の多くが継続して実施されなかったということがある。例えば、先に述べたように、1968年に結成された「盲人点字研究グループ」の活動は、22年間のうち2度(1972年-1981年、1983年-1990年)にわたり、計11年間にわたって事業が中断された。また、研修コースやコンテストの開催も散発的であった。

## IV. センター組織の実態

### 1. 敷地の問題

実施要項には、センターは台南師範学院内に設置されることが規定されているが、校舎の使用敷地の範囲や建築費用について明確に示されておらず、経費の分配に関しても示されていない。センター創設と同じ1966年に、台南師範学院の学校経費から、センターの校舎として「啓明苑」を建設した。「啓明苑」はセンター運営、養成訓練や研修会の実施、および研修生の宿舎にも利用される施設である。その後、1987年の5月に「啓明苑」が台南師範学院特殊教育系の校舎として改築された(王 [1987] 49-51 ; 李, 29)。以前のように、センターのみに使用が限られているわけではなく、センターの運営に必要な事務室や教室は、学系棟を利用する形となった。

### 2. 運営経費の問題

センターの運営経費は教育部が負担することが実施要項に明記されている。しかし、予算金額は明確に規定されておらず、運用範囲についても規定がなかった。センターへの経費の配当は、政府から委託される年度実施案という方式で行われた<sup>9)</sup>。すなわち、毎年の会計年度に、教育部予算から配分された一定の経費をセンターはその運営に充当し、会計の年度末には、残余の経費を国庫に返却するという方式であった。

### 3. 人事の問題

センター運営に携わる人事組織は、①最高責任者の主任、実質的な施策者である副主任、②短期雇用事務員、③養成課程の教授講師等から成る。

1) 主任および副主任 センターの人件費による人員の配当は、創設時から、養成課程の講師を除けば、主任、副主任および2名の短期雇用事務員だけであった(沈, 25-29)。センターの主任は校長に限定するといった規制をしているわけではない(台湾省 [1986 b] 59-61) が、センター創設時から今日に至るまでの6人の主任はすべて台南師範学院の校長であった(教育部特殊, 1-2)。その職務はセンター組織の運営に関して責任を持つことであり、運営活動には一

切関わっていなかった。会議や活動企画などの最終的な決定権は形式的には主任にあるが、実質的には関与していなかった。

そのため、実際のセンターの運営は副主任が行った。これまで、副主任を務めた者は5人であるが、すべては台南師範学院の教師の兼任であった。その理由は副主任の勤務に対しては、センター運営予算から業務手当てしか割り当てられないため、専任の副主任を雇用することは困難があった<sup>9)</sup>。

2) 短期雇用事務員 センターの運営スタッフとしては、主任と副主任のほかに、2名の短期雇用事務員枠があった。主な業務内容はセンターの運営、巡回指導教員養成課程の開講、センター実践事業にかかわるあらゆる行政的な業務である。雇用条件は特に規定されておらず、雇用期間は教育庁における年度の経費配分の関係で、1年のみの雇用契約である<sup>10)</sup>。このように、センターのあらゆる業務を担う事務員は学校の職員でもなく政府の公務員でもない、短期雇用事務員であった。

3) 養成課程の講師 センター養成課程の講師は、年度ごとの契約による講師であった。養成課程が開講された29年間のうち11年間の講師リストしか残されていないが、それによると講師の大半は台南師範学院教師の兼任であった。

## VI. 考 察

### 1. 巡回指導成立時におけるセンターの位置付け

1967年に教育庁が公布した実施要項により、巡回指導の実施が開始された。また、実施要項の制定によってセンターの位置づけが法制化された。実施要項には、センターの設置校、運営方針等が定められている。その規定には、人事や財政等に関する詳細が不完全であるという問題点はあったが、巡回指導の実施に伴い、全国唯一の教員養成センターを設立することが明文文化されている。なお、実施要項の1年前の1966年にセンターが開設されたことから、本制度の

成立過程においては、とりあえず実態が先行し、制度面の整備が後続で決められたことがわかる。

### 2. 養成事業から制度の中心的な運営事業へと拡大

実施要項に示されたとおり、センターは巡回指導教員養成事業を実施する機関として設立された。しかし、実際はその本務に加えて視覚障害教育に関連する多様な活動が行われている。また、巡回指導の発足時に、センターは盲学校への説得や、視覚障害児の就学率向上を目指した調査活動に力を注ぎ、大きな成果をあげた。このようにセンターは、その本来の趣旨にとどまらず、多様な機能へと変容かつ拡大してきた。また、政府が巡回指導の執行組織を設置せず、センターに任せるという方針をとったため、教育中央機関の実質的な下部組織として、常に巡回指導を管轄する指導的役割を果たしてきた。

### 3. センター組織の問題点

センター組織は政府の委託事業として位置づけられ、経費は年度ごとに配分された。そのため、予算が配当された1年間は、事業を実施できるが、政府の政策の変更や国庫の財政状況によって、センターの事業を絶たれる可能性が常にあった。実際、センターの主たる養成事業である巡回指導教員養成課程において第1期(1966年)から第26期(1994年)までの29年間に、3回(1972年、1973年、1985年)(国立台南[2001]17-48)にわたって、政府の予算が下りず、養成課程が開設されなかったことがある。このように、センターの事業基盤は脆弱であった。

センターの校舎に関しても創設時から、政府の経費面での援助は一切なく、設置校である台南師範学院がまかっていた。1987年に設置校の校舎の改築を契機に、センターの校舎はこれまでの専用校舎から設置校の特殊教育学系棟内施設を利用する形となった。このように、専用の校舎を持たないセンターは、設置校の都合により校舎の規模を縮小することもやむをえないことであった。

人事についても、センター事業は政府の年間委託事業であるため、長期的な専用人員を雇えず、兼務者と非常勤講師、短期雇用事務員という人事体制が取られ、いずれも1年間の短期雇用であった。

以上のように、センターは唯一の巡回指導教員養成機関、そして制度運営の中心的な組織と位置付けられながらも、安定した事業運営を行うには大きな問題点を抱えていた。その原因の一つはセンターが暫定的な位置づけのもとに発足したことにある。すなわち、センターは、とりあえず、特殊教育教員の養成機関が存在していない（賀・池本, 177）状況のなか、巡回指導による統合教育をスタートさせるために、設立された組織であった。

## VII. 今後の課題

本研究では、「視覚障害児統合教育プログラム教員養成センター」が台湾の巡回指導の成立と発展において果たした役割を明らかにした。しかし、その組織上の問題や行政との関連などで、浮かび上がった問題点について、その原因を解明することはできなかった。また、暫定的に発足した組織が、なぜ、その後も暫定組織のまま続いたのか、その要因を明らかにすることはまだできていない。これは今後の課題として残されている。また、1994年の「教員養成法」の制定後、センターを含めて複数の教員養成大学において進められている巡回指導教員の養成の実態についても、今後究明したい。

## 註

- 1) 本研究では、小・中学校段階の盲児および弱視を指す時は「視覚障害児」の用語を用い、そのいずれかを指す場合に、「盲児」または「弱視児」の用語を用いることとする。
- 2) 巡回指導制度とは、障害児は一般の学校で学習する教育措置である。対象児のニーズに応じて立てられた一定のスケジュールに従い、巡回する専門教員の援助を受ける。巡回指導教員は、視覚障害児の特別指導とともに、普通学級担任教員および学校管理者

に対しても指導・助言を行う。教員が移動巡回するので、視覚障害児の少ない地方でも採用可能である(Taylor, 155-184)。なお、台湾における巡回指導制度の対象は視覚障害児が主である。本論文における「巡回指導制度」は、一般の学校に在籍する視覚障害児に対する巡回指導教員による指導を指す。

- 3) 2000年時点での全国の視覚障害児の数は、幼稚部から高等部までの合計で1,587人であり、そのうち、全国の盲学校3校に365人(23%)の児童生徒が在籍している(教育部, 41, 49)。一方、通常の学校に在籍して巡回指導を受けている視覚障害児は1,222人であり、弱視児が90%近くを占める(教育部特殊, 145)。こうした統計から、台湾の弱視児は、巡回指導が大きな位置を占めており、盲学校と並び、視覚障害教育の主流となっていることがわかる。
- 4) 1995年にセンター組織が元設置校である台南師範学院の一運営体制として改組された。改組に伴い、センターの組織性格が異なため、本研究での検討を改組直前の1994年にとどまる。
- 5) AFOBは東南アジアの推進拠点をマレーシアの首都クアラルンプールに設置した。台湾に活動の推進を呼びかけた当時、M.R.ブリッジスは当拠点の主任を務めていた。
- 6) 1966年に、センターが台南師範専科学校内に設置された。その後、当校は何回もの学校改制を経て、小学校教員の養成大学として台南師範学院となった(台湾省立, 1-5)。本論文では、台南師範専科学時代およびその後の改変時を含めて、学校の名称として「台南師範学院」という語を用いた。
- 7) 台湾における教育行政機関は教育部、教育局、教育庁の行政組織からなっていた。教育部は全国的に総括な教育に関する業務を管理し、運営する中央機関である。教育局は各県市の教育行政機関として運営されている。一方、教育庁はその各県市の統括機関として運営されていたが、1998年に、撤廃され、中央教育機関の教育部へと移管された(国立台湾, 10-12)。
- 8) 林慶仁氏聞き取り。2001年10月31日。

- 9) 王亦榮氏聞き取り. 2001年10月31日.  
10) 林聖郁氏・陳可華氏聞き取り. 2001年10月31日.

## 文 献

- Bourgeault, S. E. (1970) Preparing Teachers of the Blind in Asia. American Foundation for Overseas Blind Far East Regional Office, 11-19.
- 柏登基(1983) 七十二年度台湾区国民中小学校視障學生夏令營紀要. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 30, 25-27.
- 張訓誥(1995) 台湾盲童教育之革新—實施盲生就讀國校計畫之研究. 盲人教育叢書第十一輯. 國立台南師範學院視障師資訓練班.
- 鄭秋榮(1983) 台湾区七十一年度視覚障害兒童混合教育教學觀摩會紀實. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 30, 13-18.
- 陳梅生(1975) 盲生就讀國校計畫實施追記. 1-7. 視障教育文粹, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 賀夏梅・池本喜代正(1999) 台湾の特殊教育教員養成に関する一考察. 宇都宮大学教育学部附属実践研究センター紀要, 22, 176-186.
- 賀夏梅・島山由子(2002) 1960年代台湾における視覚障害児の統合教育の導入に関する一研究. 日本特殊教育学会第40回大会発表論文集, 474.
- 教育部特殊教育工作小組(2000) 八十九年直轄市及縣市國民中小學視覚障害教育訪視報告. 台南師範學院.
- 教育部(2000) 八十九年度特殊教育統計年報. 教育部特殊教育工作小組出版. 教育部. 41-46.
- 國立台灣師範大學特殊教育學系(1999) 中華民國特殊教育概況. 教育部特殊教育工作小組出版.
- 國立台南師範學院視障師資訓練中心(2000a) 啓明苑動態. 啓明苑通訊, 國立台南師範學院視障師資訓練中心. 45, 30.
- 國立台南師範學院視障師資訓練中心(2000b) 視障教育師資訓練中心成果報告. 國立台南師範學院視障教育師資訓練中心.
- 國立台南師範學院視障師資訓練中心(2001) 視覚障害學生混合教育計畫師資訓練班歷屆結業通訊錄. 國立台南師範學院視障教育師資訓練中心.
- 李文斌(1984) 啓明苑動態, 啓明苑改建. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 31, 29.
- 劉信雄(1986) 台湾省視覚障害兒童混合教育實施成效之調查. 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 林寶山(1994) 視覚障害兒童混合教育巡迴輔導計畫之評估報告. 國立高雄師範大學特殊教育學系.
- 毛連溫(1967) 盲生就讀國校計畫之實施. 國教之友, 20(2), 2-3.
- 毛連溫(1981) 視覚障害兒童混合教育之理論與實際. 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 沈鎮南(1991) 展望視覚障害學生混合教育. 啓明苑通訊, 36, 25-29.
- Taylor, J. L. (1973) The Visually Handicapped Child in School. In B. Lowenfeld (Ed.), Educational Programs. 155-184. The John Day Company, New York.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1982a) 七十一年度台湾省視覚障害兒童混合教育計畫實施工作計畫. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 27, 14.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1982b) 出版消息. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 27, 15.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1983a) 七十二學年度台湾省視覚障害兒童混合教育計畫實施工作計畫. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 30, 28.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1983b) 台湾區視障教育輔導員自製教具比賽實施要點. 啓明苑通訊, 29, 27. 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1984a) 台湾省各縣市視障混合教育計畫實施概況幻燈片簡介比賽實施要點. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 31, 32.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1984b) 台南縣七十二年度視障混合教育教學研討會. 啓明苑通訊, 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 31, 27.
- 台湾省視覚障害兒童混合教育計畫師資訓練班(1984c) 台湾省視障混合教育計畫實施成效評鑑

- 準備事項補充規定. 啓明苑通訊, 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 31, 30-31.
- 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班 (1986a) 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫評鑑報告. 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班 (1986b) 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫實施概況. 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班 (1991) 教育部盲人點字研究小組研究會會議記錄. 啓明苑通訊, 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班. 36, 40-51.
- 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班 (1997) 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫實施概況. 台灣省視覺障害兒童混合教育計畫師資訓練班.
- 台灣省立台南師範學院秘書室(1990) 台灣省立台南師範學院概況. 台灣省立台南師範學院秘書室.
- 津曲裕次(1981) 精神薄弱者施設史論. 誠信書房. 11-13.
- 王亦榮(1987) 啓明苑動態. 啓明苑通訊, 34, 49-51.
- 王亦榮(1995) 台灣區視覺障礙教育之發展與現況分析. 台南師院學報, 28, 509-531.

## **The Role of “Teacher Preparation Center for Integrated Visually Handicapped Children” in Itinerant Teacher Programs in Taiwan**

Ho Hsia Mei and Yoshiko Toriyama

The purpose of this study is to investigate the status and role in which the “Teacher Preparation Center for Integrated Visually Handicapped Children” has played in the establishment and development of itinerant teacher program introduced from United States to Taiwan in the 1960’s. As a first step of this program, the Center was established as an itinerant teacher training institution in 1966 and it’s important role was assigned. Furthermore as the government did not make any provision for executive agency since the initiation, the Center opted to take the role of nationwide generalization and instruction in the realization of this program in addition to the original teacher training enterprise activities. It appeared that the Center had continually carried out the Program. However, the following problems emerged. At first, the itinerant teacher program was not the original role of the Center. Secondly, the Center could not have a long range plan due to its own commitments such as local administration, budget. Afterward, an adoption of the “Teacher Training Law” in 1994 enabled to spread out the itinerant teacher training to other teacher training colleges also. The role of the Center as the unique teacher’s training agency lasted for about 30 years. And in 1995 the Center associated itself with one section of National Tainan Teachers College to conduct training for teachers.

**Key Words:** Taiwan, Children with visual impairments, Inclusion, Itinerant teacher programs, Teacher-training agency